

■24年度介護報酬改定、協力医療機関との連携状況など4項目を調査へ

- ・厚生労働省は13日、施設系・居住系サービス事業所の協力医療機関との連携状況や「科学的介護情報システム」(LIFE)の見直しなど4項目について2025年度に調査する案を社会保障審議会の分科会に示した。24年度介護報酬改定の効果検証や研究を行うための資料を得る狙いがある。
- ・24年度改定では、介護老人福祉施設や介護老人保健施設など施設系サービスを対象に、協力医療機関と連携して入所者の病状が急変した際の相談対応や診療依頼などを行う体制の整備を義務付けた。特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護など居住系サービスでは協力医療機関との連携体制の構築を努力義務とした。
- ・施設系・居住系サービス事業者にはまた、新興感染症の発生時などに感染者の診療を行う協定締結医療機関との連携を努力義務とした。
- ・厚労省は13日に開かれた社保審の介護給付費分科会で、協力医療機関との連携状況や各事業所での医療提供の実態、協定締結医療機関との連携状況を調査する方針を示した。
- ・厚労省はまた、8月1日から本格稼働した新LIFEについても項目の見直しの効果や利活用の実態と課題、LIFE未導入の事業所を対象にした導入課題を調査する。
- ・ほかにも、▽24年度改定で新設された生産性向上推進体制加算やICT機器・介護ロボットといったテクノロジーの活用など働きやすい職場への環境整備▽24年度から開始した一部の福祉用具の貸与と販売の選択制の導入ーについて実態や見直しに向けた課題などを調査・検証する。
- ・これらの4項目について、厚労省は5-6月ごろに調査票の案を作成し、8-9月に調査を実施するスケジュール案も示した。結果の集計や分析などは10-12月ごろに行う予定。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第244回社会保障審議会介護給付費分科会(web会議)資料

(令和7年2月13日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_49523.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_49523.html)